

令和8年度 上越市立名立中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校はもとより、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。また、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との認識のもと、本校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめを見逃さない、いじめを許さない」という意識の醸成を図ることが必要である。そのために、本校では、いじめの「未然防止、早期発見、即時対応」の具体的な対策を計画的・継続的・組織的に取り組んでいく。また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

この『上越市立名立中学校 いじめ防止基本方針』（以下『学校基本方針』という。）は、国の法や基本方針を受け、『上越市いじめ防止基本方針』（令和6年3月改定）に基づいて、当校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定する。

(2) いじめの定義

当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（『いじめ防止対策推進法』より）

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活、塾、スポーツクラブ等、当該生徒が関わっている何らかの人的関係を指す。

○「暴力を伴ういじめ」・・・殴る、蹴る、ぶつかる、持ち物を隠す、持ち物に落書きをする、殴るまねをするなど、相手に不安や恐怖感、不快感等を与える物理的な力を行使する行為

○「暴力を伴わないいじめ」・・・悪口、冷やかす、からかい、仲間外し、無視等、「暴力を伴ういじめ」とは異なる方法で心の苦痛を与える行為

(3) いじめ類似行為の定義

いじめ類似行為とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

※具体的ないじめ類似行為の例

インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、被害生徒がそのことを知らされずにいたとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合等。

※「いじめ類似行為」の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ」と同等に扱うものとする。

(4) いじめの解消

以下の2つの要件を満たした場合に、「いじめが解消している状態」とする。

① 心理的又は物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が3か月継続していること

② 被害生徒が心身の苦痛を受けていないこと

※いじめが解消している状態に至った場合であっても、再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得るため、教職員は、当該のいじめの被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察する。

(5) いじめ防止等のための取組方針

① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行なう。

② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。

- ③取組評価アンケート（生活アンケート、保護者アンケート）を活用して、本校の実態の把握と取組の見直しを定期的に行なう。（PDCAサイクルによる）
- ④校内研修等において、『学校基本方針』に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ問題に対する適切な対応方法を身に付ける。
- (6) いじめ防止等の対策のための委員会の設置及び役割
- ①設置の目的
- 『法』の第22条を受け、本校に、いじめ防止等の対策のための組織として『いじめ対策委員会』（以下『対策委員会』という）を設置する。
- ②いじめ対策委員会
- 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭で構成する。
(必要に応じてスクールカウンセラー・学級担任・部活動顧問を含む)
- ③役割内容
- ア 『学校基本方針』に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- イ いじめの相談、通報の窓口となる。（教頭、学年主任または学級担任など）
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には対策委員会を開き、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施する。
- (7) 地域・保護者との連携
- ①保護者への意識啓発
- ア P T A総会等において、『学校基本方針』と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。
- イ 縦割りなどの人間関係づくりの行事に保護者の参加、参観を促す。
- ウ 家庭における見守りや必要に応じた情報提供をお願いする。
- ②情報発信及び学校基本方針の周知
- ア 学校・学年だより、および学校ホームページを活用する。
- ③地域の活動によるいじめの未然防止
- ア 「地域青少年育成会議：名立の子どもを守り育む会」の活動を推進し、地域との協力によるいじめの未然防止を図る。
- (8) 関係機関等との連携
- 市教育委員会、児童相談所、警察等との連携により、いじめの早期解決を図る。

2 いじめの未然防止のための取組

生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。また、生徒にいじめをやめさせるための行動をとる意思を育てる。

- (1) 道徳教育の充実
- (2) 人権教育、同和教育の充実
- (3) 社会性を育成するための活動
- ①異学年交流活動の推進… 絆遠足、生徒集会での活動、あいさつ運動、地域貢献活動、清掃、各種行事の準備活動等において、縦割り活動を実施する。
- ②互いに認め合う集団づくり… 活動後の学年間メッセージ交換を行う。
- ③特別活動における、人間関係づくり… 生徒が主体となった活動の取組を充実させる。
- ④生徒が、インターネット等を適切に活用する能力を習得することができるよう情報モラル教育等の推進に努める。
- (4) 生徒の主体的な取組によるいじめ防止活動
- ①あいさつ運動を実施する。
- ②小中が連携して「いじめ防止・見逃しゼロスクール集会」の企画運営を行う。
- (5) 日常的な職員間の連携・情報交換
- ①情報の集約と集中管理を行う。
- ②職員朝会・企画委員会・生徒指導部会を利用し、全職員で情報を共有する。

3 いじめの早期発見のための取組

(1) いじめを伝えやすい体制を整える。

- ①生活ノート等に記述された内容の確認を毎日行う。
- ②「週の振り返り」を実施し、内容の確認を行う。
- ③定期的に「いじめアンケート」を実施する。（定期教育相談と連携）
必要に応じて、匿名によるアンケートの実施、自宅でのアンケート記入など生徒が本音で伝えやすい場を工夫する。
- ④アンケート項目に、インターネット関連のトラブルやいじめも含める。
- ⑤スクールカウンセラーによる面談を実施する。
- ⑥いじめに関する電話相談窓口を周知する。

(2) 教育相談を充実させる。

- ①定期教育相談（5月・10月の年2回）を実施する。（担任以外による相談可）
- ②長期休業後などに、必要に応じて面談を実施する。

(3) 日常の生徒の観察に配慮する。

- ①生徒の活動を常に把握する。
- ②教職員は、いじめはどこでも誰にでも起こりうるという意識をもつ。
- ③保護者が、家庭における生徒の様子を注意深く観察し、いじめの兆候をいち早く把握できるように連携を図る。

4 いじめへの即時対応の取組

(1) いじめ発見時の

対応の流れ

流れ	それぞれの立場の動き				
	被害生徒	加害生徒	目撃生徒	学校	保護者
いじめの発見	本人からの訴え		級友等からの訴え	職員の発見	保護者の訴え
↓	↓		↓	↓	↓
生徒指導部・管理職への報告				・いじめ対策委員会による対応協議 ・市教委への報告	
↓				↓	
関係生徒への聞き取り	事実確認	事実確認	事実確認(場合によっては)	複数人への聞き取りの場合は分担する。	
↓	↓	↓	↓	↓	
情報共有①				・再度、いじめ対策委員会による対応協議 ・市教委への報告	現状の説明と今後の対応を連絡(被害加害両家、場合によっては目撃生徒保護者にも)
↓	↓	↓	↓	↓	↓
解決に向けて	解決に向けた方針の確認	加害生徒への指導		・解決に向けた方針の確認・加害生徒への指導	
↓	↓	↓		↓	↓
情報共有②				・再度、いじめ対策委員会による対応協議 ・市教委への報告	家庭訪問・家庭連絡・学校来校
↓				↓	↓
解決に向けて	必要に応じて話し合い			必要に応じて話し合い	
↓	↓			↓	↓
再発防止			解消に向けて継続した支援・指導		

(2) 関係機関への報告

- ①いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、直ちに生徒指導主事及び管理職に報告する。
- ②管理職の指示を受けて、市教育委員会へ報告する。
- ③必要に応じて、警察や外部機関に相談・通報する。

(2) 組織を活用した状況調査

- ①いじめを認知したその日のうちに、生徒指導主事及び管理職の指示のもとで、対応を始める。
- ②状況の聞き取りは複数の教員で同時に行い、直後にすりあわせ正確な実態を把握する。

(3) いじめられている生徒の保護

- ①いじめ被害者である生徒に寄り添って話を聞き、「あなたを周囲が必ず守る」という姿勢を伝える。
- ②いじめの情報源については、本人から、保護者から、第三者からに関わらず「いじめを心配している人からの話」とする。
- ③被害の状況を確認し、本人の希望を聞き取って十分に尊重する。

(4) いじめをしている生徒への指導

- ①「いじめは決して許されない行為である」ことを認識させ、自分の行為を振り返らせる。
- ②いじめの背景を正確に把握し、行った行為については毅然とした指導をする。重大な事案で指導後も

改善が見られない場合は、必要に応じて市教委の指導を受けて出席停止等の処置も検討する。

(5) いじめられている生徒の保護者への対応

- ①直ちに事実を正確に伝え、「何よりもまず被害者を守る」姿勢を示す。
- ②学校としての方針や具体的な対応を説明し、協力体制をつくる。
- ③対応の経過を報告し、保護者との信頼関係を構築しながら解決を図る。

(6) いじめをしている生徒の保護者への対応

- ①いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、共に該当生徒の指導を行いながら解決を図る。
- ②被害生徒への謝罪も含め、真摯な態度でいじめ事案に向き合わせる。

(7) その他の生徒に対する対応

- ①被害者の立場に共感させ「いじめは許されないことである」との認識をもたせるとともに、「傍観者」などいじめの構図を理解させ、再発防止策を講じる。
- ②互いに思いやる生徒集団育成といじめを許さない生徒集団としての成長を図る。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ア 児童生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（年間30日を目安とする。また、一定期間連続して欠席しているような場合なども含む）
- ③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

※市教育委員会へ報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

①学校が調査主体となった場合

- ア 『対策委員会』による調査体制を整える。
- イ 『対策委員会』で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

②上越市（学校の設置者）が調査主体となった場合

- ア 市当局（設置者）の調査組織に必要な資料を提出するなど、調査に協力する。

6 いじめに関する電話相談窓口

- (1) 名立中学校（教頭、学年主任または学級担任など） 0 2 5 - 5 3 7 - 2 2 0 4
- (2) 子どもほっとライン（上越市） 0 2 5 - 5 4 3 - 2 1 9 9
- (3) 上越警察署 0 2 5 - 5 2 1 - 0 1 1 0
- (4) 上越少年サポートセンター 0 2 5 - 5 2 6 - 4 9 7 0
- (5) 上越児童相談所 0 2 5 - 5 2 4 - 3 3 5 5
- (6) 新潟県立教育センター相談窓口 0 2 5 - 2 6 3 - 9 0 2 9
- (7) 新潟県いじめ相談電話 0 2 5 8 - 3 5 - 3 9 3 0
- (8) いじめ対策生徒指導支援室（新潟県） 0 2 5 - 2 8 0 - 5 1 2 4
- (9) 24時間子供SOSダイヤル（文部科学省） 0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
- (10) 子どもの人権110番（法務局） 0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
- (11) こころの健康相談統一ダイヤル（厚生労働省） 0 5 7 0 - 0 6 4 - 5 5 6
- (12) よりそいホットライン（社会的包摂サポートセンター） 0 1 2 0 - 2 7 9 - 3 3 8
- (13) チャイルドライン（チャイルドライン支援センター） 0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7